

記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ多賀町教育委員会事務局（施設を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 申込書受付の際に、申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）の確認を行います。申込書等を提出される際に、次の書類を提示してください。
 - （1）個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
（個人番号カード、個人番号通知カードまたは個人番号の記載された住民票）
 - （2）申請者の本人確認ができるもの
（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
- 2 ①「申請児童名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを☑してください。
- 3 ①「区分」の欄は該当するものを☑してください。
- 4 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、申請年度において施設の利用を希望する期間を記入して下さい。「利用を希望する曜日・時間」は保育所の利用を希望する曜日を☑し、利用を希望する時間をご記入ください。
- 5 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する保育所等名を記入して下さい。
- 6 ③「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親、同居している親族および別居している子の全員について記入し、「性別」の欄は該当するものを☑してください。
- 7 ④「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名または記名押印ください。

（裏面）

- 8 ⑤「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者ごとに、該当する欄にその具体的な状況について記入して下さい。なお、「その他」の場合は、具体的内容を記入して下さい。
- 9 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情により、その児童を保育できない場合です。

- (1) 就労等 月の就労時間が、64時間以上の場合
- (2) 妊娠・出産 出産前後のため、児童の保育ができない場合
- (3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合
- (4) 介護等 同居の親族（長期間入院している場合を含む）を常時介護または看護している場合
- (5) 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (6) 求職活動 児童の保護者が継続的に求職活動（起業準備を含む）を行っている場合
- (7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）の場合
- (8) その他、上記に類する場合（虐待・DV等のおそれがある場合 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合）など

- 10 （留意事項）支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所について、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご了承ください。